

令和
五條市議会第一回三月定例会会議録(第三号)
四年

令和四年三月九日(水曜日)

議事日程(第三号)

令和四年三月九日 午前十時開議

- 第一 議第十号 五條市立中央公民館条例等の一部改正について
- 第二 議第十一号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第三 議第十二号 五條市国民健康保険条例の一部改正について
- 第四 議第十三号 五條市立西吉野コミュニティセンター条例の一部改正について
- 第五 議第十四号 五條市空家等対策協議会条例及び五條市地籍調査推進委員会条例の一部改正について
- 第六 議第十五号 五條市印鑑条例の一部改正について
- 第七 議第十六号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第八 議第十七号 五條市保育の実施に関する条例の廃止について
- 第九 議第十八号 五條市経営所得安定対策交付金にかかる不適正事務処理に関する第三者委員会条例の廃止について
- 第十 議第十九号 奈良県広域消防組合規約の変更について
- 第十一 議第二十号 令和三年度五條市一般会計補正予算(第十二号)議定について
- 第十二 議第二十一号 令和三年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)議定について
- 第十三 議第二十二号 令和三年度五條市介護保険特別会計補正予算(第三号)議定について
- 第十四 議第二十三号 令和三年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第二号)議定について

第十五 議第二十四号 令和四年度五條市一般会計予算議定について

議第二十五号 令和四年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について

議第二十六号 令和四年度五條市墓地事業特別会計予算議定について

議第二十七号 令和四年度五條市介護保険特別会計予算議定について

議第二十八号 令和四年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について

議第二十九号 令和四年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について

議第三十号 令和四年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について

議第三十一号 令和四年度五條市下水道事業会計予算議定について

議第三十二号 令和四年度五條市水道事業会計予算議定について

第十六 議第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
岩	窪	吉	平	養	谷	斎
本		田	岡	田		藤
	佳		清	全	勝	有
孝	秀	正	司	康	啓	紀

欠席議員（なし）

市長	太田好紀	八番	福塚実
副市長	人見達哉	九番	山耕司
教育長	堀内伸起	十番	吉田雅範
理事・総務部長（財政事務担当）事務取扱	南則行	十一番	藤田美恵
技監	冠雅之	十二番	大谷龍雄
市長公室長	井上昭		
総務部長	松本成人		
危機管理監	石田茂人		
すこやか市民部長	田中久美		
あんしん福祉部長	名迫雅浩		
産業環境部長（兼務）都市整備部長	平己富長		
教育部長	中本賢二		

事務局職員出席者

西吉野支所長
大塔支所長
水道局長
会計管理者
財政課長
大垣 吉川 純佳
東 森 比登
小 野 比登
戸 野 比登
哲 美 司 秀 悟

事務局長
事務局次長
事務局次長補佐
事務局係長
速記者
平 田 耕 一
馬 場 雅 樹
辰 巳 大 輔
打 集 和 美
柳 瀬 五 美

午前十時零分開会

○議長（山口耕司）ただいまから、昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき明瞭、的確をお願いいたします。

○議長（山口耕司）初めに日程第一、議第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第十号 五條市立中央公民館条例等の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。南理事。

〔理事 南 則行登壇〕

○理事（南 則行）失礼いたします。

ただいま上程されました議第十号、五條市立中央公民館条例等の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の三十五ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市立中央公民館等の公の施設の管理につきましては、条例本則において指定管理者が行うと定めており、市が直営できる場合については、条例附則において、指定管理者の指定を取り消した場合等限定的に定めているものについて、市の管理権限を明確にし、条例本則において市が直営もできるよう改正するため、地方自治法第九十六条第一項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本改正条例案の対象となる施設につきましては、現在市が直営にて管理を行っている五條市西吉野交流促進センター（愛称、こんびら館）と五條市大塔水車施設の二施設及び今後市が直営にて管理を行うことが想定される中央公民館の合わせて三施設でございます。

それでは、具体的な改正内容を御説明いたしますので、次の三十六ページを御覧ください。初めに、五條市立中央公民館条例の一部改正についてでございます。

まず、第四条では、指定管理者による管理を原則としている点を改め、教育委員会が直営管理を行うことについて、条例本則で妨げないよう改正を行うものでございます。

次に、第七条から第十二条、三十七ページ中段の第十五条及び第十八条では、管理主体を指定管理者から教育委員会に改めるものでございます。

次に、三十六ページ下段の第十三条では、指定管理者を管理主体として利用料金を定めている点を改め、利用料金を使用料等とし、管理主体、管理主体ごとの料金及びその納付先の別を表に区分して規定するとともに、三十七ページ中段の第十五条及び別表においても同様の改正

を行うものでございます。

次に、三十七ページ下段では、新たに第二十一条の二として、公民館の管理を指定管理者が行う場合に、教育委員会を指定管理者と、使用料を利用料金と読み替える規定を設けるものでございます。

次に、三十七ページ下段から三十八ページ上段では、附則の第六項から第八項の削除でございます。

この附則につきましては、指定管理者の指定を取り消した場合等において、教育委員会が直営にて管理できるよう定められたものであり、本改正によりまして、指定管理者による管理の原則を改めるため、不要となるものでございます。

以上が、五條市立中央公民館条例の一部改正についてでございます。

次に、三十八ページ上から四行目から、五條市西吉野交流促進センター条例について、三十九ページの下から二行目、ここから五條市大塔水車施設条例につきまして、市長が直営管理を行うことができるよう、五條市立中央公民館条例と同様の改正を行うものでございます。

次に、四十一ページ下段を御覧ください。

附則といたしまして、本改正条例の施行期日を公布の日とすること及び経過措置を定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）この中央公民館、十二月に否決になったわけですが、これはどちらでもできるという解釈だと思っております。再公募しなかった理由についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司）南理事。

○理事（南 則行）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、再公募中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第二、議第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第十一号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。名迫あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 名迫雅浩登壇〕

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）失礼いたします。

ただいま上程されました議第十一号、五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四十三ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきましては、本条例は、認定こども園、幼稚園、保育所等子ども・子育て支援施設の運営に関する基準を定めており、デジタル化の推進に関する国の基準が改正されたため、本条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、改正内容について、恐れ入りますが、議案書の四十四ページを御覧いただきたいと存じます。

改正内容といたしましては、保育所等を運営する事業者の業務負担等の軽減及び保育所等を利用する保護者の利便性の向上の観点から、事業者が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関係するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、デジタル方式での記録等による対応も可能である旨の包括的な規定を追加するため所要の改正をしたものであります。

具体的な改正内容といたしましては、デジタル方式での記録等の条文を追加するため、第四章に新たに第五十三条を追加するため、目次等条文の整理を行うものであります。

四十四ページ中段に、第四章中に、電磁的記録等の見出しで新たに第五十三条を追加することとしております。

同条第一項では、保育所等を運営する事業者が作成、記録、保存する書類等をパソコン等のハードディスクへ記録するなどの電磁的記録に

より行うことができることとしております。

次に、同ページの下から二行目から次ページ四十五ページまでの第二項では、事業者が書面等による交付または提出に代えて、インターネット等の電子情報処理組織を利用して提供できることとしております。

四十五ページの下の一行目から次ページ四十六ページの中段までの第三項から第五項までは、電磁的記録を出力することにより文書が作成することができることに、書面等に代えて電磁的方法で行う場合、あらかじめ保護者の承諾が必要である旨を規定しております。

次の第六項では、保護者からの書面等による同意についても、書面に代えてインターネット等を利用したメール等による同意も可能とする旨の読み替えを規定するものです。

最後に、附則において、改正後の本条例の施行期日を公布の日からとしております。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「八番」の声あり）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）電磁ディスクやCD-ROMとかに保存するということですが、保護者の同意を得るということなので、保存期間の上限とか何年保存するとか、そういう規定はあるのですか。

○議長（山口耕司）名迫あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）八番福塚議員の御質問にお答えいたします。

保存年限の規定につきましては、書類等と同じ期間としております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）ディスク等に保存して、保存したデータが何らかの理由で消えたりという、ハードディスクでもそうですけれども、突然消えるということがあるので、そのような場合の対応とかも考えられているのか、データが消えてしまったら大変なことになるので、その辺の補助的なもの、説明もええですか。

○議長（山口耕司）名迫あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

記録等で保存する場合ですけれども、我々の事務処理と同様にもう一つバックアップというのを設けて保存するということとしておりますので、そういうような形で保存することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第三、議第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第十二号 五條市国民健康保険税条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。田中すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 田中久美登壇〕

○すこやか市民部長（田中久美）ただいま上程いただきました議第十二号、五條市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書四十八ページを御覧いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部改正により、本条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは改正の内容につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書四十九ページから五十一ページを御覧いただきたいと存じます。

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険制度において未就学児の保険税均等割額を減額する措置が導入されたため、規定の整備を行うとともに、第二十一条に未就学児の基礎課税分及び後期高齢者支援金分の均等割額を五割減額するための条文を追加するものでございます。

附則につきましては、第一項で施行期日を、第二項で適用区分について定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり） 三番 養田全康議員。

○三番（養田全康） 未就学児の軽減を図られたということでありませけれども、軽減を図られましたら実際入ってくる金額が減るということで、この減った分の穴埋めというのは国がしてくれるのか、県がしてくれるのか、その辺答弁いただけますか。

○議長（山口耕司） 田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美） 養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の件で減りました分につきましては、国が二分の一、県が四分の一、市が四分の一という負担割合となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司） 三番 養田全康議員。

○三番（養田全康） 四分の一の負担が五條市にかかるということでありませけれども、これは五條市の負担が、例えば昨年度を例に例えらると、どれぐらいの金額が増えるのか、この辺答弁ください。

○議長（山口耕司） 田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美） 御答弁申し上げます。

先ほど申し上げました四分の一の市の負担がどれぐらいかという点ですけれども、現在の試算で約四十五万円と考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第四、議第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第十三号 五條市立西吉野コミュニティセンター条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。大垣西吉野支所長。

〔西吉野支所長 大垣 悟登壇〕

○西吉野支所長（大垣 悟）失礼いたします。

ただいま上程されました議第十三号、五條市立西吉野コミュニティセンター条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書五十二ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案は、五條市立西吉野コミュニティセンターの指定管理者に係る規定の見直し並びに運営の開館日を変更するため、本条例の一部を改

正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

五十三ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、開館日の見直しについて御説明いたします。

これまでは地域の文化の向上と福祉の増進を図り、豊かな心の人づくりを進めることを目的として、月曜日から金曜日を開館日として運営してきましたが、施設の利用状況を踏まえ、利用者の利便性を確保しながら管理運営費の節減・効率化を図るため、過去三年間で利用人数の多い月曜日、木曜日、金曜日の三日間を開館日といたしたく、第八条休館日の第一項第一号中土曜日に今後休館する火曜日及び水曜日を追加するものと存じます。

次に、議第十号と同様の趣旨による指定管理者に係る規定の見直しについて御説明申し上げます。

まず、第三条中、指定管理者による管理を原則としている点を改め、施設設置者である市長が直営管理を行うことについて、条例本則で妨げないよう改正を行うものと存じます。

次に、同様の目的から、現条例第七条から第十一条中、指定管理者を管理主体として定めている条項について、管理主体を市長に改めるものと存じます。

次に、第十二条、第十七条及び別表において、西吉野コミュニティセンターの利用料金を使用料に改めるものとあります。

五十四ページを御覧いただきたいと存じます。

新たに第十七条の二として、西吉野コミュニティセンターの管理を指定管理者が行う場合に、市長を指定管理者と、使用料を利用料金と読み替える規定を設けるものと存じます。

次に、附則第四項から第六項の削除でございます。

この附則につきましては、指定管理者の指定を取り消した場合等において、市長が直営にて管理できるよう定められたものであり、本改正によって指定管理者による管理の原則を改めるため、不要となるものと存じます。

以上が主な改正の内容でございます。

なお、附則として、本改正条例の施行期日を令和四年四月一日からとしています。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）これも十二月に否決になった分ですけれども、これはもう直営でやって公募はしないということですか。

○議長（山口耕司）大垣西吉野支所長。

○西吉野支所長（大垣 悟）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほどもありましたとおり、公民館と同様に西吉野コミュニティセンターにおいても募集を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）以前質問させていただいたときに、利用者団体にお話をしていないということでしたけれども、今回は、お話しはしていただいたんですか。

○議長（山口耕司）大垣西吉野支所長。

○西吉野支所長（大垣 悟）御質問にお答え申し上げます。

主な利用団体の七団体につきましては、趣旨を説明させていただき御理解をいただき承諾を得ております。

なお、火曜、水曜の利用団体の方々につきましては、別の曜日への変更が可能であるということを確認し、御理解をいただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第五、議第十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第十四号 五條市空家等対策協議会条例及び五條市地籍調査推進委員会条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。平己産業環境部長（兼務）都市整備部長。

〔産業環境部長（兼務）都市整備部長 平己富長登壇〕

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）ただいま上程されました議第十四号、五條市空家等対策協議会条例及び五條市地籍調査推進委員会条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書五十六ページから五十七ページを御覧願います。

今回の改正につきましては、市の機構改革のため、本条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは改正の内容につきまして、御説明を申し上げます。

第一条では、五條市空家等対策協議会条例の第七条中、産業環境部を都市整備部に改正するものでございます。

次に、第二条では、五條市地籍調査推進委員会条例の第七条中、地籍調査課を土木管理課地籍調査室に改正するものでございます。

なお、附則につきましては、施行日を令和四年四月一日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）まず、産業環境部で見ていたものが都市整備部に変更されるというような状態で認識しています。また、部課の編成をされま
すから、その中で地籍調査課に仕事を振り分けられると、地籍調査室ということですが、振り分けられるということですが、これは職員さんのワーク・ライフ・バランスの中で、どのように均衡性というのか、平等性をとってされるのか、この仕事が移ることによつて職員さんの仕事の環境が変わるわけですから、どのような形で残業時間の平等化というのか、平均化というのか、そういうところまで考えてやっておられるかどうか、その辺答弁ください。

○議長（山口耕司）井上市長公室長。

○市長公室長（井上 昭）三番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

職員の働き方改革に基づきまして、そういった事務が増えるところには手厚く職員を配置するなど考えております。以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）その辺のことを考慮して職員の人事異動であったり、そういったところでカバーするというところでよろしいですね。はい、分かりました。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第六、議第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第十五号 五條市印鑑条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。田中すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 田中久美登壇〕

○すこやか市民部長（田中久美）ただいま上程いただきました議第十五号、五條市印鑑条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書五十八ページを御覧ください。

今回の改正につきましては、印鑑登録原票に登録する事項から性別表記を削除するため、本条例の一部を改正するものでございまして、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十九ページを御覧ください。

印鑑の登録に関し、印鑑登録原票に登録する事項を規定しております第五条第六項から第六号、男女の別を削除するものでございます。あわせて、所要の文言の整備を行うものでございます。

なお、附則で本条例の施行期日を定めており、令和四年四月一日から施行するものとしております。

以上で、議第十五号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第七、議第十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第十六号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。石田危機管理監。

〔危機管理監 石田茂人登壇〕

○危機管理監（石田茂人）ただいま上程いただきました議第十六号、五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書六十ページから六十一ページを御覧いただきたいと思えます。

改正理由につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行うため本条例を一部改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

本条例第三条第二項には、損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、または差し押えることはできない。ただし、傷病補償年金または年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない、とあります。このたびの一部改正では、このただし書を削るものでございます。

また、附則につきましては、施行期日と経過措置を定めております。

以上で、議第十六号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第八、議第十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第十七号 五條市保育の実施に関する条例の廃止について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。名迫あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 名迫雅浩登壇〕

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）ただいま上程されました議第十七号、五條市保育の実施に関する条例の廃止について、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六十二ページを御覧いただきたいと存じます。

廃止の理由につきましては、五條市立保育所及び幼稚園が五條市立認定こども園に移行することから、子ども・子育て支援法に基づく施設の利用者負担等に係る必要な事項について、別に規則で定めるため、本条例を廃止するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、廃止の内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六十三ページを御覧ください。

本条例は、子ども・子育て支援法に基づく保育所等の利用に係る保護者の負担すべき保育料等を定めたもので、市立保育所及び幼稚園が、市立認定こども園に移行することを踏まえ、保育所と幼稚園、それぞれで規定している保護者の負担すべき保育料等を一括して法に基づき規則で定めることとしたため、本条例を廃止するものです。

なお、附則において、本条例を廃止する施行期日を令和四年四月一日からとし、経過措置として、廃止する前の本条例の規定により徴収す

べき保育料等については、従前の例によるものとしております。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）認定ことも園になりましたので、関係する条例が変わるということで、要らなくなった部分をなくすということでありませうけれども、料金等が変わらないと推測されますけれども、条例が変わることによって利用者の料金以外の負担が増えるようなことはないのかどうか、その辺大きく変わる部分があれば答弁ください。

○議長（山口耕司）名迫あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）三番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の条例が廃止されることによって、利用者負担について、大きく負担が変わることはございません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第九、議第十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕二）議第十八号 五條市経営所得安定対策交付金にかかる不適正事務処理に関する第三者委員会条例の廃止について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。平己産業環境部長（兼務） 都市整備部長。

〔産業環境部長（兼務） 都市整備部長 平己富長登壇〕

○産業環境部長（兼務） 都市整備部長（平己富長） ただいま上程されました議第十八号、五條市経営所得安定対策交付金にかかる不適正事務処理に関する第三者委員会条例の廃止につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書六十四ページから六十五ページを御覧願います。

今回の廃止条例は、五條市経営所得安定対策交付金にかかる不適正事務処理に関する第三者委員会条例を廃止するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

廃止の理由といたしましては、経営所得安定対策交付金の不適正な事務処理についての調査、検証及び審議が終了したため廃止するものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を公布の日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第十、議第十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第十九号 奈良県広域消防組合規約の変更について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。石田危機管理監。

〔危機管理監 石田茂人登壇〕

○危機管理監（石田茂人）ただいま上程いただきました議第十九号、奈良県広域消防組合規約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書六十六ページから六十七ページを御覧ください。

本案は、地方自治法第二百八十六条第一項の規定により、奈良県広域消防組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第二百九十条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更内容といたしましては、組合議会議員の人数と選任方法及び任期についてでございます。

第五条第一項では、組合議員の定数を、二十五人から二十六人に変更し、組合議員の構成については、市町村の首長または議員の中からの選出を、市町村の議員の中からの選出とするものでございます。

第六条では、組合議員の任期を、一年から二年に改め、任期の始期は、組合の条例で定めることとしております。

別表につきましては、第六区分の吉野町、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村の五町村で構成する議員選出区分の議員の数を二名から三名に変更しております。

また、附則につきましては、施行期日と経過措置、準備行為を定めております。

以上で、議第十九号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、十一時五分まで休憩いたします。

午前十時四十七分休憩に入る

午前十一時五分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十一、議第二十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第二十号 令和三年度五條市一般会計補正予算（第十二号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。南理事。

〔理事 南 則行登壇〕

○理事（南 則行）失礼いたします。

ただいま上程されました議第二十号、令和三年度五條市一般会計補正予算（第十二号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、別冊のA4横、令和三年度五條市一般会計補正予算（第十二号）の一ページを御覧いただきたく存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、その総額にそれぞれ五億二千七百八十七万七千円を追加し、総額で二百四十五億四千四百六十六万二千元とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。

十二ページを御覧ください。

初めに、中段の二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、二節給料から四節共済費までの一億二千五百七十八万五千円でございますが、職員給与費等を追加するものでございまして、異動、退職等により現計予算に不足が生じることから、所要の経費を計上いたしております。

なお、上段の議会費をはじめ、他の費目に計上しております給与費の補正につきましても同様の事由により現計予算に過不足が生じることから、追加もしくは減額を行うものでございますので、各費目の人件費該当部分につきましては、説明を割愛させていただきます。

次に、六目財産管理費の四百二十五万三千円でございますが、市施設の感染防止対策として消耗品等を拡充するもので、同様の対策を、大塔支所、五條市人権総合センター、野原東住民センター、各学校に関する費目においても計上しており、当該経費の総額五百五十万円のうち、四百八十五万九千円を国庫支出金として見込み、四百九十八万九千円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、七目企画費、十二節委託料の二十六万円でございますが、市所有の地域公共交通車両及びスクールバス車両等に抗菌・抗ウイルス処理を実施するためのもので、同様の対策を西吉野支所、大塔支所及び教育委員会が所有する車両に対して実施するための経費を、それぞれ該当する費目において計上しており、当該経費の総額百六十一万円のうち、百四十五万円を国庫支出金として見込み、事業費の全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、同じく企画費、十八節負担金補助及び交付金の十二万九千円でございますが、市内交通事業者が自社の車両に実施する抗菌・抗ウイルス処理に要する経費の一部を、県の補助制度に乗せして補助するものでございます。

なお、当該経費のうち、十二万円を国庫支出金として見込み、事業費の全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、八目電子計算費の三千五百八十八万円でございまして、感染症対策に伴う職員勤務体制の分散化等を想定し、庁内の情報端末等を整備するものでございます。

なお、当該経費のうち、二千三百三十万円を国庫支出金として見込み、三千五百七十六万九千円を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、十三ページ下段を御覧ください。

十八目基金費の二億一千六百万円でございますが、地方交付税が追加交付されたことにより、基金積立金並びに後年度の地方債の償還に活

用する等の理由で、基金に積み立てるものがございます。

次に、十四ページ下段を御覧ください。

二項徴税費、二目賦課徴収費の三千五百三十五万四千円でございますが、感染防止対策として、来庁者との接触機会を減らすとともに事務効率の向上を図るため、地番図・航空写真の印刷システムの導入等を行うものがございます。

なお、当該経費のうち、三十六万円を国庫支出金として見込み、事業費の全額を翌年度へ繰り越すものがございます。

次に、十五ページ上段を御覧ください。

三項戸籍住民基本台帳費、一目戸籍住民基本台帳費、十二節委託料の三百五十八万円でございますが、マイナンバーカード所有者がオンライン手続を行うための基幹システムの改修でございます。

なお、当該経費の全額を国庫支出金として見込み、事業費の全額を翌年度へ繰り越すものがございます。

次に、十六ページ下段を御覧ください。

三款民生費、一項社会福祉費、二目障害福祉費の六千六十万円でございますが、障害福祉サービスの利用回数の増等により、所要見込額に對して不足が生じるため、増額を行うものがございます。

なお、当該経費のうち、四千六百六十五万円を国庫及び県支出金として見込んでおります。

次に、十八ページの上段を御覧ください。

十三目介護保険推進費の四百二十六万二千円と十八目後期高齢者医療費の一千八十一万一千円でございますが、それぞれの特別会計繰出金を追加するものがございます。

なお、当該経費のうち、介護保険推進費の全額と後期高齢者医療費の一千四十二万八千円を翌年度へ繰り越すものがございます。

次に、二項児童福祉費、八目放課後児童健全育成事業費の二百八十二万二千円と、次の十九ページの九目地域子育て支援拠点事業費、十節需用費の六十万円及び十七節備品購入費の三万七千円の合計三百四十五万八千円でございますが、保育所、学童施設等における感染症対策に要する経費でございます。

なお、当該経費のうち、二百三十四万四千円を国庫及び県支出金として見込み、事業費の全額を翌年度へ繰り越すものがございます。

次に、同じく十九ページ下段の、三項生活保護費、二目扶助費の六千六百七十万円の減額でございますが、令和三年度扶助費の決算不用見

込み額を減額するものでございます。

次に、二十ページ上段を御覧ください。

四款衛生費、一項保健衛生費、一目保健衛生総務費、十八節負担金補助及び交付金の一千八十八万五千円でございますが、南和広域医療企業団の負担金の算定根拠となる交付税単価の改定がしたことにより、現計予算に不足が生じるために所要額を計上するものでございます。

次に、二目予防費の四百五十三万円でございますが、応急診療所にマイナンバーカードと連動したレセプトコンピュータを配備する等のための経費でございます。

なお、当該経費のうち、四百二十三万円を国庫支出金として見込み、事業費の全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、二十一ページ上段を御覧ください。

五款農林業費、一項農業費、一目農業委員会費、十七節備品購入費の二十四万円でございますが、農地台帳に連携したタブレットを導入するための経費でございます。

なお、当該経費の全額を県支出金として見込み、事業費の全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、三日農業振興費の五百万円でございますが、中山間地域所得確保に向けた計画等を行う団体に対し、経費の一部を補助するものでございます。

なお、当該経費の全額を県支出金として見込み、事業費の全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、五日農地費の一千七百万円でございますが、防災重点ため池の劣化状況調査業務を前倒しして実施するものでございます。

なお、当該経費の全額を県支出金として見込み、事業費の全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、二十三ページの下段を御覧ください。

七款土木費、四項都市計画費、一目都市計画総務費、十八節負担金補助及び交付金の四百二十四万四千円でございますが、県が実施する大規模盛土造成地の優先度評価などに対する負担金でございます。

なお、当該経費のうち、二百万一千円を国庫支出金、百万円を県支出金として見込み、事業費の全額を翌年度へ繰り越すものでございます。次に、二十五ページの上段を御覧ください。

九款教育費、一項教育総務費、三目教育振興費の十八節負担金補助及び交付金の九十六万六千円でございますが、県域でGIGAスクール

運営支援センターを開設し、教育用アプリの開発等に広域的に取り組むための経費を計上するものでございます。

なお、事業費の全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、最下段の六項社会教育費、五目図書館費の九百五十七万円でございますが、市立図書館に電子図書を整備し、感染防止と蔵書の充実を図るための経費を計上するものでございます。

なお、当該経費のうち、八百六十万円を国庫支出金として見込み、事業費の全額を翌年度へ繰り越すものでございます。次に、二十六ページの上段を御覧ください。

十一目青少年指導対策費の百六十万円でございますが、感染防止対策のため、子どもサポートセンター内のエアコン改修等のための経費を計上するものでございます。

なお、当該経費のうち、百四十四万円を国庫支出金として見込み、事業費の全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

戻りまして、七ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

十款地方特例交付金において四十九万五千円を、十一款地方交付税において三億一千七十三万八千円を、十五款国庫支出金において七千九百十三万二千円を、十六款県支出金において三千九百七十一万七千円を、二十款繰越金において五千七百三十二万五千円を追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

戻っていただきまして、五ページを御覧ください。

繰越明許費の補正につきまして、先ほどの歳出補正予算で御説明申し上げていないもののみ御説明申し上げます。

五ページの下から二行目、三款民生費、二項児童福祉費の子育て世帯への臨時特別給付金事業の二百一十万円でございますが、三月出生者等の申請及び支給が四月以降になるため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、六ページを御覧ください。

上から四行目、五款農林業費、一項農業費の農業用水路等長寿命化・防災減災事業の八百九十六万一千円でございますが、令和三年十月に入札不調となり、工事区間を二期に分割し発注を行ったため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、その一行下の七款土木費、二項道路橋梁費の道路新設改良事業の五千七百六十万円でございますが、市道大津相谷線、旧岡中線、岡口三号線の事業費を繰り越すものでございます。

次に、その二行下の四項都市計画費の都市公園長寿命化計画策定事業の二百九十五万一千円でございますが、前倒しで計画策定を実施するに際し、委託期間の確保が見込めないため、翌年度に繰り越すものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 二十ページ衛生費、十八節負担金補助及び交付金ですけれども、南和広域医療企業団負担金追加とあるのですけれども、この一千八百八十万五千円ですか、追加して合計は幾らになりますか。

○議長（山口耕司） 田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

合計額といたしまして、二億九千二百七十万五千円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司） 次に日程第十二、議第二十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一） 議第二十一号 令和三年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明を求めます。田中すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 田中久美登壇〕

○すこやか市民部長（田中久美）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第二十一号、令和三年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六十九ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、令和三年度五條市国民健康保険特別会計予算の補正について、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、別冊の令和三年度五條市国民健康保険特別会計補正予算書（第二号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正は現計予算額にそれぞれ六千八百六十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を四十一億九百七十万円とするものでございます。それでは、歳出より御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページから六ページの三歳出を御覧いただきたいと存じます。

まず、二款保険給付費、一項療養諸費、一目一般被保険者療養給付費、十八節負担金補助及び交付金六千八百六十万円でございますが、医療費が当初の見込みを上回り不足が生じるため、所要の経費を追加するものでございます。

続きまして、三款国民健康保険事業費納付金、一項医療給付費分、一目一般被保険者医療給付費分、二項後期高齢者支援金等分、一目一般被保険者後期高齢者支援金等分、次に六ページ、三項介護納付金分、一目介護納付金分につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険税減免による減収分に対して国庫補助金等が見込まれるため財源を更正するもので、歳出予算に変更はございません。

歳出は以上でございます。

続きまして、四ページ、二歳入について御説明申し上げます。

一款国民健康保険税、一項国民健康保険税、一目一般被保険者国民健康保険税において百四十七万一千円を減額し、三款国庫支出金、一項国庫補助金、二目災害等臨時特例補助金において八十八万二千円を、四款県支出金、一項県負担金、一目保険給付費等交付金において六千九百十八万九千円を追加いたしましたして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十三、議第二十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第二十二号 令和三年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。名迫あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 名迫雅浩登壇〕

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）ただいま上程されました議第二十二号、令和三年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の七十ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、令和三年度五條市介護保険特別会計予算の補正について、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入りますが、別冊の令和三年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）を御覧いただきたいと存じます。

まず、一ページにつきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算につきまして、歳入歳出予算の補正及び繰越明許費の補正であり、歳入歳出予算につきましては、総額にそれぞれ四百二十六万二千円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ四十一億五千九百六十七万八千円にするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。

恐れ入りますが、最終ページの五ページ下段の三歳出を御覧いただきたいと存じます。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費四百二十六万二千円の補正の内訳につきまして、二節から四節に関し、令和三年度人事異動

等に伴う人件費三百六十五万八千円の更生減を行ったものでございます。

十二節委託料につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、人との接触を分散するため、介護保険料コンビニ収納業務を導入するに当たり、介護保険システム改修業務委託料七百九十二万円を追加するものでございます。

続きまして、歳入予算につきまして御説明申し上げます。

同ページ、五ページ上段の、二歳入を御覧ください。

七款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金四百二十六万二千円について、介護保険システム改修による一般会計からの事務費繰入金の追加、及び人件費等の繰入金の更正減額を行った差引金額を追加しております。

続きまして、繰越明許費の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、三ページを御覧ください。

繰越明許費につきましては、歳出で御説明いたしました介護保険料コンビニ収納業務導入に伴う介護保険システム改修事業を、適正事業期間を確保するため、翌年度の令和四年度へ繰り越して実施するものでございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十四、議第二十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第二十三号 令和三年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。田中すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 田中久美登壇〕

○すこやか市民部長（田中久美）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第二十三号、令和三年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の七十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、令和三年度五條市後期高齢者医療特別会計予算の補正について、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、別冊の令和三年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算書（第二号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正でございます。現計予算額にそれぞれ二千七百四十四万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を五億二千四百七十四万一千円とするものでございます。

それでは、歳出より御説明申し上げます。

恐れ入りますが、六ページの、三歳出を御覧いただきたいと存じます。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費三十八万三千元でございますが、職員の人件費に不足が生じることから、所要の経費を追加するものでございます。

次に、一款総務費、二項徴収費、一目徴収費、十二節委託料一千四十二万八千元でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コンビニエンスストアでの保険料納付を導入するためのシステム改修費を計上するものでございます。

次に、二款後期高齢者医療広域連合納付金、一項後期高齢者医療広域連合納付金、一目後期高齢者医療広域連合納付金、十八節負担金補助及び交付金一千六百六十三万円でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金のうち、保険料等負担金が当初の見込みを上回り、不足が生じるため、所要の経費を追加するものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページの、二歳入を御覧いただきたいと存じます。

一款後期高齢者医療保険料、一項後期高齢者医療保険料、一目特別徴収保険料に四千七百九十二万三千円を追加し、二目普通徴収保険料三千百二十九万三千円を減額しまして、後期高齢者医療保険料として一千六百六十三万円を計上し、三款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金において一千八十一万一千円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

続きまして、三ページを御覧いただきたいと存じます。

繰越明許費の補正でございます。

歳出の補正で御説明いたしました後期高齢者医療保険料システム改修費一千四十二万八千円につきまして、適正事業期間を確保するため、翌年度へ繰り越すものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十五、議第二十四号から議第三十二号までの九議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第二十四号 令和四年度五條市一般会計予算議定について。

議第二十五号 令和四年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について。

議第二十六号 令和四年度五條市墓地事業特別会計予算議定について。

議第二十七号 令和四年度五條市介護保険特別会計予算議定について。

議第二十八号 令和四年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について。

議第二十九号 令和四年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について。

議第三十号 令和四年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について。

議第三十一号 令和四年度五條市下水道事業会計予算議定について。
議第三十二号 令和四年度五條市水道事業会計予算議定について。

〔「四番」の声あり〕

○議長（山口耕司）四番議会運営委員会平岡清司委員長。

○議会運営委員長（平岡清司）ただいま上程となりました議第二十四号から議第三十二号までの九議案につきまして、去る一日の開会日において、提出議案の概要説明を受けておりますので、提案理由の説明は結構かと思いますが、各議案はいずれも令和四年度の五條市における各会計予算案でありますので、慎重審議を期するために、先例により予算審査特別委員会を設置していただきたいと思っております。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として本年度に限り、例年は七名でしたが、委員の数は五名とし、委員の選任につきましては、議長に一任したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山口耕司）お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、委員の定数を五名とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は委員の定数を五名とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、委員の選任につきましては、あらかじめ御協議をいただいておりますので、議長から指名いたします。

それでは指名をいたします。

三番養田全康議員、六番窪 佳秀議員、七番岩本 孝議員、十番吉田雅範議員、十一番藤富美恵子議員、以上の五名の方をお願いいたします。

なお、正副委員長長の選出並びに審査の日程につきまして御協議を願いたいと思っておりますので、各位には本日、本会議散会后、議員会議室に御参集をお願いいたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十六、議第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。井上市長公室長。

〔市長公室長 井上 昭登壇〕

○市長公室長（井上 昭）ただいま上程いただきました議第九号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書二十八ページを御覧願います。

本案は、令和三年八月十日の人事院勧告を受け改定される給与関連法令に準じた改正等を行うため、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

議案書の二十九ページを御覧願います。

まず、第一条におきましては、一般職の職員の給与に関する条例についての一部改正でございます。

本市で支給できる手当に地域手当と単身赴任手当を加えるもので、本則第七条の三で地域手当について、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額の一〇分の二〇を超えない範囲内で地域ごとに規則で定める割合で乗じた額を支給することとしております。

また、本則第八条の三で単身赴任手当について、単身赴任をすることとなった職員に、月額三万円に、七万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じた額を加えた額を支給することとしております。

また、地域手当及び単身赴任手当を新設することに伴い、本則第二条、第十三条、第十五条、第十六条及び第十八条において文言の整備を行っております。

三十ページ中段を御覧ください。

次に、本則第十三条に規定されており、勤務一時間当たりの給与額の算出方法について、労働基準法に準じて改正するもので、祝日法による休日等の日数を考慮した算出方法に改めるものとございます。

次に、管理職手当について、現行定率での支給を、国家公務員に準拠して定率での支給に改めるもので、本則第十四条の二で規定する管理職手当の上限を給料月額の一〇〇分の一五」から「一〇〇分の二〇」に改めるものとございます。

次に、令和四年四月以降に支給する期末手当の支給率について、本則第十五条第二項で規定されております現行の「一〇〇分の一七・五」から「一〇〇分の一・二〇」に、同じく第三項に規定されております再任用職員に係る同支給率を「一〇〇分の七二・五」から「一〇〇分の六七・五」に改めるものであります。

三十一ページ上段を御覧ください。

続きまして、五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございします。

第二条におきましては、特定任期付職員に支給する令和四年四月以降に支給する期末手当の支給率を、現行の「一〇〇分の一六七・五」から「一〇〇分の一六二・五」に改めるものとございます。

続きまして、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正でありまして、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることに準拠し、当該条例の一部を改正するものとございます。

第三条におきましては、市長及び副市長に、令和四年四月以降に支給する期末手当の支給率を、現行の「一〇〇分の一五二・五」から「一〇〇分の一四七・五」に改めるものとございます。

なお、附則第十七項におきまして、令和三年十二月期末手当引下げ相当額は、令和四年六月期末手当で調整しようとするものであります。

続きまして、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正でありまして、市長、副市長と同様の改正を行うものとございます。

引き続き三十一ページから三十二ページを御覧ください。

教育長に支給する令和四年四月以降に支給する期末手当の支給率につきましては、本則第二条で特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の適用を受ける特別職の職員に準じて支給することが規定されており、附則第六項におきまして、令和三年十二月期末手当引下げ相当額は、令和四年六月期末手当で調整しようとするものであります。

三十二ページ中段を御覧ください。

続きまして、五條市の一般職の職員の特務手当に関する条例の一部改正でございます。

第五条におきましては、特務手当のうち、月額支給されているものにつきまして、月額支給に改めるものございまして、介護職員手当を、月額一千五百円から月額八十円に、し尿処理従事手当及びごみ処理従事手当を、月額二千五百円から月額百三十円にそれぞれ改めるものであります。

続きまして、五條市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

第六条におきましては、フルタイム会計年度任用職員及び月額報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額の算出方法につきまして、第一条の一般職の職員におけるものと同様に改めるものがございます。

三十三ページ中段を御覧ください。

続きまして、附則について御説明申し上げます。

第一条として、この条例は令和四年四月一日から施行することといたしております。

第二条は、令和四年六月に支給する期末手当の額について、昨年十二月の期末手当引下げ相当額を、本年六月期末手当で調整しようとするものでございます。

三十四ページ中段を御覧ください。

第三条では、改正する条例の施行に関しての必要事項を規則に委任することを定めております。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十日から二十四日まで休会とし、次回二十五日午前十時に再開して、議案審議を行います。
本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時五十二分散会

